

○さくら市建設工事等請負業者指名停止等措置要領

平成21年7月23日

訓令第13号

改正 平成22年3月31日訓令第11号

平成23年9月7日訓令第13号

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る調査・測量・設計等の建設工事関連業務委託及び物品納入等並びに建設工事関連を除く役務の提供等の業務委託(以下「市工事等」という。)の契約の適正な履行を確保するため、市工事等の入札参加資格者名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)が、工事事務等又は贈賄及び不正行為等を起こした場合における指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(平23訓令13・一部改正)

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当するときは、第11条に定めるさくら市建設工事請負業者指名選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、市工事等の請負契約のため指名を行うに際し、市工事等の発注機関の長(以下「発注機関の長」という。)は、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期

間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは1.5倍)の期間とする。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月)まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第7号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明ら

かとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号イ、第5号又は第7号に該当したとき。
- (2) 別表第2第4号から第7号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第4号又は第7号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号から第7号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市工事等に係るものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 市長は、指名停止等の措置を行ったときは、様式第4号により関係部局長等に対し遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 発注機関の長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事など特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

(下請等の禁止)

第8条 発注機関の長は、指名停止の期間中の有資格業者が市工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(事故及び不正行為等の報告)

第10条 発注機関の長は、所管する市工事等について、有資格業者が別表各号の措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに様式第5号を作成し、市長に報告しなければならない。

(審査)

第11条 指名停止等の措置に関する事項は、選考委員会にて審査する。

(指名停止措置の公表)

第12条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等について公表するものとする。

(その他)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年8月1日から施行する。ただし、措置の原因となる事実又は行為が平成21年7月31日以前に発生したものについては、従前の例による。

(さくら市建設工事請負業者指名停止基準の廃止)

2 さくら市建設工事請負業者指名停止基準(平成17年さくら市訓令第51号)は廃止する。

(さくら市発注の建設工事請負契約に係る指名基準及び運用基準の一部改正)

- 3 さくら市発注の建設工事請負契約に係る指名基準及び運用基準(平成17年さくら市訓令49号)の一部を次のように改正する。

本則第1項第1号中「さくら市建設工事請負業者指名停止基準(平成17年さくら市訓令第51号。以下「指名停止基準」という。)」を「さくら市建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成21年さくら市訓令第13号。以下「指名停止等措置要領」という。)」に改める。

本則第7項第1号中「指名停止基準」を「指名停止等措置要領」に改める。

(さくら市発注の建設工事関連業務委託契約に係る指名基準及び運用基準の一部改正)

- 4 さくら市発注の建設工事関連業務委託契約に係る指名基準及び運用基準(平成17年さくら市訓令50号)の一部を次のように改正する。

本則第1項第1号中「さくら市建設工事請負業者指名停止基準(平成17年さくら市訓令第51号。以下「指名停止基準」という。)」を「さくら市建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成21年さくら市訓令第13号。以下「指名停止等措置要領」という。)」に改める。

本則第6項第1号中「指名停止基準」を「指名停止等措置要領」に改める。